

省エネ(C)指定設備導入事業

〔公募期間〕 令和3年5月26日(水)～6月30日(水)17時必着

中小企業者等の省エネ設備改修に活用できます！

経済産業省 補助事業名：令和3年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

(C) 指定設備導入事業

執行団体：一般社団法人 環境共創イニシアチブ（略称「SII」）

対象事業者：国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主 ※大企業の場合別途要件有

補助率：設備種別・性能(能力等)毎に設定する定額の補助 (上限額1億円、下限額30万円)

対象経費：設備費

■ 主たる申請要件

SIIが定める基準値を満たす省エネ性能を有する設備が対象。

設備の省エネ改修事業であること。増設、新設は不可。

年度内事業であること。2022年1月31日までに支払いが完了する事業であること。

直近の決算において債務超過の場合は対象外。

成果報告時に最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて報告すること。

※大企業の申請要件

・省エネ法の事業クラス分け評価制度において『Sクラス』に該当する事業者

⇒原則、公募締切時点で「令和2年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、Sクラスとして公表されていることが確認できる事業者。

・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

⇒必ず、経済産業局へ提出する中長期計画の写しをSIIへ提出すること。

⇒経済産業局へ提出したものと異なる中長期計画の写しをSIIへ提出し、ベンチマーク指標の見込みがベンチマーク目標を達成しないことが判明した場合、SIIは交付決定の取消し等を行うことがある。

■ 補助対象設備

高効率空調	産業ヒートポンプ	業務用給湯器
高性能ボイラ	高効率コージェネ	低炭素工業炉
変圧器	冷凍冷蔵設備	産業用モータ
調光制御設備(照明)	生産設備(工作機械等)	

■ 補助対象当社製品（例）

※補助対象設備については、弊社営業担当者にご確認ください。

高効率空調設備

店舗・オフィス用



ビル用マルチ



チリングユニット



ターボ冷凍機



冷凍冷蔵設備

コンデンシングユニット 冷凍冷蔵ユニット



業務用給湯設備

業務用給湯器



グリーン購入法
国産基準適合商品



■ 設備種別毎に定める定額補助金額 ※公募要領より一部抜粋

種別	性能区分	冷房能力当たりの補助金額(円/kW)
1-1.電気式パッケージエアコン（業務用エアコン）	店舗用 （複数組合せ形のもの及び下記以外のもの）	11,000
	ビル用 （マルチタイプのもので室内機の運転を個別に制御するもの） ※「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。	15,000
	設備用 （室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの） ※「ダクト接続形のもの」とは、吹出し口にダクトを接続するものをいう。	18,000
1-2.ガスヒートポンプエアコン	—	16,000
1-3.チリングユニット	空冷式	8,000
	水冷式	
1-5.ターボ冷凍機	—	8,000

種別	性能区分	加熱能力当たりの補助金額(円/kW)
3-1.業務用ヒートポンプ給湯器	20kW以下	21,000
	20kW超	34,000

種別	呼称出力当たりの補助金額(円/kW)
8-4.コンデンシングユニット	100,000
8-5.冷凍冷蔵ユニット	100,000

■ 指定設備の定額補助額

算出例① 【補助金額】= 補助対象設備の能力 (kW) × 能力当たりの補助金額 (円/kW) × 導入台数 (台)

算出例② 【補助金額】= 補助対象設備の種別 (性能区分) 当たりの補助金額 (円) × 導入台数 (台)

※上記算出例①又は②の設備区分毎の算出額と、設備区分毎の補助対象経費の1/2の額とのいずれか低い額を補助金申請額とする。

1 スケジュールについて



2 審査の評価項目

- ・中小企業者等の省エネルギー事業
- ・計画省エネルギー量
- ・計画省エネルギー率
- ・経費当たり計画省エネルギー量（補助対象経費1千万円当たりの計画省エネルギー量）
- ・中小企業等経営強化法第17条第1項に基づき認定を受けた「経営力向上計画」に記載された省エネルギー事業
- ・ベンチマーク改善に資することが認められる事業
- ・2018年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業

※以下いずれかの事業における省エネルギー診断を受診した事業所の場合を評価対象とする。

- 「無料省エネ診断等事業及び診断結果等情報提供事業」
- 「エネルギー利用最適化診断事業及び情報提供事業」
- 「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」
- 「地域プラットフォーム構築事業」
- 「平成29年度補正予算省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業」

※採択者の決定に当たっては、事業区分毎に評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行う。事業区分毎の予算額については、申請状況等を考慮した上で決定する。

3 その他注意事項

- ① 交付決定前に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は対象外。
- ② 償却資産登録される設備であること。
- ③ 「中小企業経営強化税制」との併用可能。
(その他の税制優遇については、該当の税制担当窓口にお問合せ下さい。)
- ④ 実績報告時に補助事業の実施体制に関する資料（補助対象事業の請負先及び再請負先等の会社名、取引金額等）を提出する必要があります。

4 問い合わせ窓口及び提出先

一般社団法人環境共創イニシアチブ
「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (C) 指定設備導入事業」
TEL : 0570-055-122 (ナビダイヤル)
※ IP 電話からのお問い合わせ TEL : 042-303-4185
受付時間 10 : 00～12 : 00、13 : 00～17 : 00 (土曜、日曜、祝日を除く)
事業ページURL : <https://sii.or.jp/cutback03/>
【提出先】〒115-8691 赤羽郵便局私書箱45号 一般社団法人環境共創イニシアチブ事業第1部

※ 申請にあたっては、執行団体のホームページ上に掲載されている公募要領を必ずご確認ください。